

高知よさこい情報交流館指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、高知よさこい情報交流館条例（平成 25 年条例第 59 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 対象施設の概要

- (1) 名称：高知よさこい情報交流館（以下「情報交流館」という。）
- (2) 所在地：高知市はりまや町一丁目 10 番 1 号
- (3) 建物概要：鉄筋コンクリート造（地上 6 階、地下 1 階建のうち 1 階部分）
延床面積 524.26 m²
- (4) 施設概要：1 階 展示室・事務室・ストックヤード等

3 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設利用者の平等な利用を確保する。
- (2) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (3) 施設の効率的・弾力的運営を行う。
- (4) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (5) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (6) 観光の振興及びよさこい祭りの振興に寄与する施設としての魅力ある事業を実施し、施設利用者サービスの向上に努める。
- (7) 個人情報の保護を徹底する。
- (8) 情報公開を積極的に推進する。
- (9) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、高知市と協議を行う。
- (10) 災害時緊急時の体制を確保する。

4 管理の基準

(1) 開館時間

条例第 6 条に規定するとおり

午前 10 時から午後 6 時 30 分まで

なお、指定管理者が利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

条例第 7 条に規定するとおり

ア 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たる場合を除く。

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 1 日までの日

なお、指定管理者が利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、市長の承認を得て休館日を変更することができる。

(3) 入館の制限及び退館

条例第9条に規定する場合には、情報交流館への入館を禁止し、又は情報交流館から退館させることができる。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第11条の規定を遵守すること。

5 法令等の遵守

情報交流館の管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）ほか労働関係法規

(3) 条例

(4) 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）及び同条例施行規則（平成17年規則第126号）

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係法令

(6) 高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）及び同条例施行規則（昭和62年規則第68号）

(7) 高知市公共調達条例（平成24年条例第4号）及び同条例施行規則（平成27年規則第93号）

(8) その他管理運営に適用される法令で、指定期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い、費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定できるものとする。

6 業務内容

(1) 管理運営のための体制の整備に関すること

ア 従業員の雇用等に関すること。

- ① 統括責任者を1名置くこと。また、従業員の配置は別紙平面図の「よさこいエントランス」、「よさこいコンシェルジュカウンター」、「よさこい体験」の付近（以下「各エリア」という。）に各1名を基本とする（統括責任者が兼ねることも可能）。

ただし、上記各エリアに常時配置を必要とするものではなく、統括責任者の判断により、閑散・繁忙の時期や曜日、時間帯等に応じて柔軟に配置し、効率的かつ効果的な運営に努めること。

- ② 管理運営に係る全従業員（臨時職員を含む。）の勤務形態等については、労働基準法・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置すること。

- ③ 従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

イ 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制の整備に必要な業務を実施すること。

(2) 施設の利用に関すること

ア 施設の入館受付に関する業務

イ 入館の記録統計事務に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること

「施設及び設備の維持管理業務基準」のとおり。

施設及び設備並びに備品等が破損・消耗等した場合の負担については、「高知よさこい情報交流館指定管理者に係るリスク分担表」に定めるとおりとする。

(4) 情報交流館事業の運営に関すること。

ア 条例第3条第1号から第4号に規定する事業を実施すること。

イ 事業計画書に基づき、次のウ～シに掲げる各事業を実施すること。なお、各事業内容について、別紙「事業計画書」で提案すること。

ウ 次の①及び②のイベントをそれぞれ年1回以上開催すること。開催に当たっては、来館者の増加につながるように内容や情報発信を工夫するとともに、開催結果や利用者ニーズを把握・分析し、適宜、内容の更新や充実を図っていくこと。

① よさこいをテーマとする交流イベント

(例)・よさこい移住者や大学生を招いたフォーラムの開催など

② よさこいの魅力を伝える体験イベント

(例)・よさこい体感コーナーを活用した体験イベント

・未就学児や小学生等を対象とした、よさこいを楽しみながら学べるワークショップなど

エ 館内総合案内及び観光案内を実施すること。また、情報交流館パンフレットを適宜修正・増刷すること。

オ よさこい祭りの歴史や競演場・演舞場など本場高知のよさこい祭りをパネルや映像で分かりやすく紹介すること。また、よさこい祭りの受賞チームパネル、チーム衣装やポスター等について、毎年追加又は更新を行うほか、全国各地のよさこい祭りやイベントなど、話題性のある情報を収集し、展示内容等の充実を図ること。

カ SNS (Instagram や Twitter など) やウェブサイトの活用のほか、必要に応じてイベントの案内チラシを作成・配布するなど集客効果を高めることを目的として、情報発信や PR に計画的に取り組むこと。

キ 客船寄港時について、事前に情報収集に努めるとともに、インバウンド観光客の来館者数目標を立て、目標に向けて客船寄港に合わせたイベントを開催するなど誘客の強化に努めること。

(例)・はりまや橋観光バスターミナルでの PR と案内

・情報交流館エントランス前でのよさこい祭りの紹介など

ク よさこい祭りに関係する映像の上映など、よさこいシアターの積極的な活用を図ること。なお、映像の調達や使用に当たり発生する費用は、指定管理者の負担とする。

ケ 指定映像「正調よさこい鳴子踊りレクチャー」を使用した踊り体験のほか、イベントでの活用など、よさこい体感コーナーの積極的な活用を図ること。

コ 各種映像スクリーンや映像ディスプレイでは、よさこい祭振興会が販売する DVD 等を入手の上、よさこい祭りの映像が視聴できるようにすること。

サ コミュニティルームについて、来館者や地域住民に積極的に開放すること。また、よさこいに関する展示物を充実させ、趣向を凝らした空間づくりに努めること。

シ ウ～サの事業のほか、指定期間内において、情報交流館の魅力向上や来館者数の増加につ

ながる新たな取組を1つ以上行うこととし、来館者の増加につながるよう有効に活用すること。

(例)・体験型コンテンツの追加導入など

ス 特記事項

運営に当たっては特に下記(ア)～(キ)に留意すること。

- (ア) 情報交流館は高知市中心市街地活性化基本計画において、商業の活性化のためにはりまや橋から高知城間の中心地東側への回遊誘導を行う拠点の一つとして位置付けられているため、事業内容の充実とともに、商店街等との連携を強化し、にぎわいの創出や回遊性の向上、商店街の活性化につながるよう運営に当たること。
 - (イ) 地元商店街やよさこい祭振興会、高知市観光協会との連携を十分にとり、よさこい祭りを盛り上げるとともに関連団体間の結集を図ること。
 - (ウ) よさこい関連産業の振興を図るため、鳴子、衣装、楽曲、振り付け、地方車などのよさこい鳴子踊りに関連する設備やグッズ、ソフト等で機能を強化すること。
 - (エ) 情報交流館を中心とする歴史、文化の情報発信エリアとして既存の歴史、文化施設等の関連性を強化すること。
 - (オ) 高知を代表する夏のイベント「よさこい祭り」を全国各地に情報発信する施設として、特に内容面での充実を図ること。
 - (カ) 全国各地に広がりを見せるよさこい祭りの運営組織、チームの組み立て等相談事業に対応するとともに、よさこい情報の発信拠点とすること。
 - (キ) 児童生徒へのよさこい鳴子踊りの普及や伝承に取り組むこと。
- (5) 自主事業の運営に関すること
- ア よさこい祭り振興のための自主事業を別紙「事業計画書」に基づいて実施すること。
 - イ 自主事業の実施に伴い入館者等から料金を徴収し収入を得ることが可能で、その収入は指定管理者に帰属する。ただし、当施設は高知市が株式会社NTT西日本アセット・プランニング四国支店から建物賃貸借契約をしているものであり、当施設を第三者へ転貸することについて禁止する。
 - (例)・よさこい関連物品販売
 - ・よさこい鳴子づくり体験
 - ・その他有料の体験型イベント
 - ・クラウドファンディングを活用した事業の実施
 - ウ 自主事業の実施にかかる必要な備品及び消耗品は、備付けのものを利用するか、又は指定管理者の負担において準備すること。
- (6) 施設賠償責任保険に加入すること
- ア 身体上の損害については、限度額を被害者1名につき金5千万円以上、かつ、1事故につき5億円以上とすること。
 - イ 財物上の損害については、限度額を1事故につき金1千万円以上とすること。
- (7) 利用者の安全の確保に関すること
- ア 利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万が一に備えて従業員を訓練すること。
 - イ 緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保するための各種マニュアルを作成するとともに、

従業員を指導し、万一に備えて従業員を訓練すること。

ウ 事故が発生した場合、高知市と協力して速やかに必要な措置を講ずるとともに事故の原因調査に当たること。

(8) 個人情報等の保護に関すること

個人情報の取扱いについては、高知よさこい情報交流館管理運営に関する基本協定書の別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報の取扱いについても必要な対策を講じること。

(9) 情報公開に関すること

管理業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めるとともに、閲覧等の請求があったときは、速やかに、これに応じること。

(10) 業務報告に関すること

ア 年度終了後、4月30日までに事業報告書を提出すること。

イ 毎月終了後、利用状況等を翌月の10日までに提出すること。

ウ その他、高知市が必要とする報告書を提出すること。

(11) その他管理運営に関し必要な業務

許認可等の取得、監督官庁への届出業務を必要に応じて行うこと。

7 光熱水費等の取扱い

(1) 光熱水費は高知市から建物の賃借料とともに賃貸人へ支払うため、指定管理者の負担はない。

(2) 施設を管理していく上で必要な消耗品については、指定管理者の負担とすること。

8 立入検査について

高知市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等及び管理運営について実地検査を行う。

9 備品の所有権等

指定管理者に貸し付ける備品や寄贈品等については、高知市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。指定管理者が、自ら購入・搬入し、又は設置しようとする場合は、その是非や所有権等について事前に協議すること。なお、指定管理者の備品等とされたものについては、指定管理者の備品等であることの表示をすること。

10 展示物の取り扱いについて

写真や寄贈品等の全ての展示物において著作権保護のため、許可無く無断で施設以外での使用を禁止する。

11 原状回復義務

(1) 施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ高知市と協議を行うこと。また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、高知市の指示するところにより原状に回復しなければならない。

- (2) 施設・設備・資料又は備品を汚損及び損傷し、又は亡失したときは、高知市の指示するところに原状に回復し、又は損害を賠償すること。

12 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は本業務の終了(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合等を含む。)に際し、高知市又は高知市が指定するものに対し、誠実に引継ぎ等を行わなければならない。
- (2) 協定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行うこと。

13 リスク分担

施設の管理運営に伴うリスク分担については、別紙「高知よさこい情報交流館指定管理者に係るリスク分担表」に定めるとおりとする。

14 特定業務委託契約に関する事項

本業務に関し高知市が指定管理者と締結する協定は、高知市公共調達条例に規定する「特定業務委託契約」に該当するものであり、高知市は、同条例第8条の規定に基づき協定において次の事項を定めるものとする。

- (1) 台帳の作成及び提出に関する事項
- (2) 特定業務委託契約に係る事項の周知に関する事項
- (3) 対象労働者からの申出への対応に関する事項
- (4) 労働報酬の支払いに関する事項
- (5) 不利益な取扱いの禁止に関する事項
- (6) 誓約書の提出に関する事項
- (7) 立入調査への対応に関する事項
- (8) 是正措置への対応に関する事項
- (9) 指定管理者の指定の取消し等に関する事項

15 障害者差別解消法に関する事項

公の施設の管理運営を行うことを鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、「高知市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、本市職員に準じた対応に努めること。

16 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は高知市と協議し決定すること。